

「板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案」のパブリックコメント実施結果について

「いたばしアクティブプラン2025」（以下「プラン」という。）の重点事業として位置付けた、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書等を提出したカップル（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップル）に対して宣誓書受領証等を交付する「区独自のパートナーシップ制度（以下「区PS制度」という。）の導入」について、令和4年11月にスタートした「東京都パートナーシップ宣誓制度」の内容等を踏まえつつ、検討を重ねてきた。

学識経験者や関係団体・地域団体等で構成する検討委員会からの意見や、無作為抽出による区民意識調査結果等を踏まえ、導入効果や影響を総合的に勘案した結果、区PS制度の導入は、プランで掲げる「めざす姿2」の実現に向けた各施策^{※1}を展開し、D&I^{※2}の推進、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減、差別・偏見・いじめのない社会の具現化を図るために、区民理解を促進し、区や区内事業者がより主体的できめ細かな取組を実施する有用な手段になると判断し、制度の導入に向けて取り組んでいるところである。

この度、本年6月の企画総務委員会で報告した「板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案」について、パブリックコメントを実施したため、その結果を報告する。

1 パブリックコメント実施結果概要

募集期間	令和5年6月13日（火）～6月30日（金）（18日間）
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区ホームページ ・区公式Twitter ・広報いたばし（令和5年6月17日号） ・板橋区統合アプリ ITA-Port ・男女社会参画課 Instagram ・男女社会参画課 Twitter ・広告付電子掲示板（本庁舎） ・区立施設における閲覧（男女社会参画課、区政資料室、各区立図書館、各地域センター） ・パブリックコメント等区民参加情報配信制度登録者 ・広聴広報課 e モニター
意見数等	<ul style="list-style-type: none"> ・意見数：37件（必須事項未記載3件、本制度の内容以外2件を除いています） ・意見提出人数：8名（すべて個人、必須事項未記載の方3名を除いています） ・提出方法別人数：意見提出フォーム5名、メール3名

※1	めざす姿	行動（施策の方向性）	施策
	めざす姿2 多様性を活か し合う豊かな 「成長社会」	行動7 ダイバーシティ&イン クルージョンの理解促進	施策15 個の多様性に関する積極的な情 報発信
			施策16 多様な人々の社会参画に向けた 環境整備
		行動8 性的マイノリティへの 支援	施策17 生活上の困難の解消
			施策18 相談体制の確立
			施策19 性の多様性に関する理解の促進

※2 D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）多様な人々を理解し、認め合い、活かすこと。

2 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案

別紙1-1及び別紙1-2のとおり

3 提出された意見（意見の概要）と区の考え方

別紙2のとおり

4 今後の導入スケジュール

令和5年8月 企画総務委員会報告（パブリックコメント実施結果）

9月 企画総務委員会報告（制度原案）

10月 広報いたばし等で区PS制度周知

11月 制度運用開始（11月1日予定）

※原案作成まで、随時、推進本部（庁議）、幹事会（課長級組織）にて検討していく。

5 制度名称について

制度名称は「板橋区パートナーシップ宣誓制度」とする。

※11月の制度開始に向け、今後、制度周知・理解促進に向けた取組や都との連携協定の締結に向けた調整をより具体的に推進していく。

6 添付資料

別紙1-1 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案【概要】

別紙1-2 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案

別紙2 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案のパブリックコメント実施結果

板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案【概要】

板橋区では、互いを人生のパートナーである旨の宣誓書等を提出したカップル（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるカップル）に対して宣誓書受領証等を交付する「パートナーシップ制度」の導入について、東京都パートナーシップ宣誓制度の内容や、板橋区パートナーシップ制度検討委員会からの意見聴取、無作為抽出による区民意識調査結果等を踏まえて検討を重ねてきました。

導入効果や影響を総合的に勘案した結果、本制度の導入が、いたばしアクティブプラン 2025 で掲げている「めざす姿」の実現に向けた施策を展開し、ダイバーシティ&インクルージョン（多様な人々を理解し、認め合い、活かし合うこと）の推進、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減、差別・偏見・いじめのない社会の具現化を図るために、区民理解を促進し、区や区内事業者がより主体的できめ細かな取組を実施する有用な手段になると判断し、導入することとしました。

○根拠規程

「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱（仮称）」

★制度創設依拠：「いたばしアクティブプラン 2025」、「いたばしNo.1 実現プラン 2025（重点戦略・柱 I：SDGs 戦略展開③：未来へつなぐまちづくり）」

○用語の定義

・性的マイノリティ

性自認^{※1}が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向^{※2}が異性に限らない者のこと。

※1 性自認：自分がどの性であるかの認識のことをいいます。性に関する身体づくりや、身体的・生物学的特徴（身体的性）と一致する人もいれば、しない人もいます。

※2 性的指向：恋愛感情や性的な関心が、主にどの性に向くか、向かないかをいいます。

・パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）の関係のこと。

・宣誓

区長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方が互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出すること。

○制度概要

パートナーシップ関係にある二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを宣誓（宣誓書等を提出）し、区長は宣誓書が提出されたことを証明する書類（宣誓書受領証等）を交付します。

○対象者要件

- ・双方が成年に達していること。
- ・双方が婚姻していないこと。
- ・当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ・パートナーシップの相手方が直系血族・三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
- ・双方が区内に住所を有していること。（3か月以内の転入予定含む）
- ・双方又はいずれか一方が虚偽や不正によるパートナーシップ宣誓の取消を受けたことがないこと。

板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案

1 制度の名称

「板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）」

2 根拠規程

「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱（仮称）」

★制度創設依拠：「いたばしアクティブプラン 2025」、「いたばしNo.1 実現プラン 2025（重点戦略・柱Ⅰ：SDGs 戦略 展開③：未来へつなぐまちづくり）」

3 用語の定義

(1) 性的マイノリティ

性自認^{※1}が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向^{※2}が異性に限らない者のこと。

※1 性自認：自分がどの性であるかの認識のことをいいます。性に関する身体づくりや、身体的・生物学的特徴（身体的性）と一致する人もいれば、しない人もいます。

※2 性的指向：恋愛感情や性的な関心が、主にどの性に向くか、向かないかをいいます。

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者（双方又はいずれか一方が性的マイノリティ）の関係のこと。

(3) 宣誓

区長に対し、パートナーシップ関係にある者の双方が互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出すること。

4 制度の概要

制度対象である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを宣誓し、区長は宣誓書が提出されたことを証明する書類（後述 4（4）に記載する「受領証」と「カード型」）を交付する。

(1) 制度趣旨

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指す。

(2) 制度を利用できる対象者の要件

宣誓をする日において、以下①から⑥までの全ての要件を満たす必要があります。

① 双方がともに成年に達していること。

② 双方がともに婚姻をしていないこと。

③ 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

④ パートナーシップ関係の相手方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）

⑤ 次のいずれかに該当すること。

ア 双方が板橋区の区内（以下「区内」という。）に住所を有していること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に区内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に区内への転入を予定していること。

⑥ 双方又はいずれか一方が 4（8）による宣誓の取消を受けたことがないこと。

(3) 宣誓書とともに提出が必要な書類

- ① 住民票の写し（区民であることを証明する書類）
- ② 戸籍の個人事項証明又は抄本（外国籍である場合には、婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類）
- ③ 個人番号カード、一般旅券、運転免許証等（本人を確認できる書類）※提示のみ
- ④ （通称使用を希望する場合）当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類 ※提示のみ
- ⑤ その他、区長が必要と認める書類

(4) 区が交付する物

- ① パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）※¹ 1部
- ② パートナーシップ宣誓書受領証カード型（以下「カード型」という。） 2部
- ③ （双方又はいずれか一方が区民でない場合）パートナーシップ宣誓書受付票（以下「受付票」という。）※² 1部

※¹ 受領証には、交付年月日、双方の氏名・通称名（希望する場合）・生年月日・住所、宣誓年月日、交付番号、区長名が記載されます。

※² 受付票を交付された者から、3か月以内に、区内への転入を証する住民票の写しの提出があったときは受領証及びカード型を交付します。

(5) 宣誓の流れ

- ① 事前予約
電子申請（電子申請が困難な場合は電話等）にて、事前に宣誓日を予約してもらいます。
- ② パートナーシップ宣誓
ア 予約した日時に、二人揃って必要書類を持参のうえ来庁してもらいます。
イ 宣誓者双方はそれぞれに係る事項を自書した宣誓書に必要書類を添えて、区に提出します。（自書が困難な場合は、証人立ち合いのもと代筆させることができます。）
- ③ 受領証及びカード型の交付
区は、宣誓者に受領証1部とカード型2部を交付します。ただし、双方又はいずれか一方が区民でない場合は、受付票1部を交付します。

(6) 受領証等再交付

区は、宣誓者から、紛失、毀損又は汚損等により、再交付の申請書の提出を受けた場合、受付票又は受領証及びカード型を再交付します。

(7) 宣誓事項の変更

宣誓者には、氏名、通称、住所及び連絡先に変更があった場合、その事実を証する書類を添えて、記載事項変更届を提出してもらいます。区は、受付票又は受領証及びカード型を再交付します。（連絡先のみの変更の場合を除く。）

(8) 宣誓の取消等

区は、以下①又は②の事由に一つでも該当する場合、宣誓を取り消し、宣誓者へその旨を通知するとともに、受付票又は受領証及びカード型の返還を求めます。また、区は、受付番号又は交付番号を公表する場合があります。

- ① 宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受付票又は受領証及びカード型の交付（再交付を含む。）を受けたとき。
- ② 受付票又は受領証及びカード型を不正に使用したとき。

(9) 受領証等の失効

宣誓者が、以下①から④の事由に一つでも該当する場合、受領証等は失効します。この場合、宣誓者は、返還届に受付票又は受領証及びカード型を添えて返還しなければなりません。

- ① 双方又はいずれか一方が区の区域外に転出したとき。
- ② いずれか一方が死亡したとき。
- ③ 双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消した旨を届け出たとき。
- ④ 4（2）対象者要件の一つでも該当しなくなったとき。

(10) 通称使用

通称の使用を希望する場合には、当該通称を社会生活上、日常的に使用していることが確認できる書類を提示することで、受付票又は受領証及びカード型に、氏名と併せて当該通称を使用することができます。

(11) その他

受付票又は受領証及びカード型の発行による手数料は徴しません。

ただし、手続きに必要な書類の取得に関する手数料は自己負担とします。

5 その他

全国のような自治体で、各種行政サービスのうち、配偶者や家族を対象とするサービスについて、法律等で対象者を規定している場合を除き、受領証等を活用することで宣誓者に適用していく動きがあります。

東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を活用した区民サービス提供の拡大は、当事者の生活上の不便の軽減に直結することから、区独自のパートナーシップ制度(以下「区PS制度」という。)の導入を前提として、引き続き、都や都内区市町村が対象としている事業・手続きを踏まえて幅広い内容となるよう努めていくとともに、各事業で必要な規定整備等が整い次第、随時、速やかに活用を開始していきます。

なお、区PS制度の運用開始に合わせて、都と区において互いの受理証明書(受領証)を自らが交付する証明書と同様に取り扱う連携協定を締結するよう、今後、都と調整していきます。

また、導入予定の区PS制度が、性的マイノリティ当事者・非当事者に関わらず、全ての区民に、区の重要な施策として認知、浸透及び定着されるよう、区民及び事業者等に向けた周知及び性の多様性の理解促進に向けた啓発活動を行います。

6 今後の導入スケジュール(予定)

令和5年6月13日(火)～30日(金)	パブリックコメント実施
8月頃	パブリックコメント結果公表
令和5年内	制度開始

板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案のパブリックコメント実施結果

1 実施結果概要

募集期間	令和5年6月13日（火）～6月30日（金）（18日間）
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区ホームページ ・ 区公式 Twitter ・ 広報いたばし（令和5年6月17日号） ・ 板橋区統合アプリ ITA-Port ・ 男女社会参画課 Instagram ・ 男女社会参画課 Twitter ・ 広告付電子掲示板（本庁舎） ・ 区立施設における閲覧（男女社会参画課、区政資料室、各区立図書館、各地域センター） ・ パブリックコメント等区民参加情報配信制度登録者 ・ 広聴広報課 e モニター
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内在住、在勤、在学の方 ・ 区内事業者 ・ 区内で活動する個人・団体等
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接持参 ・ 郵送 ・ F A X ・ E メール ・ 区ホームページ（意見提出フォーム）
公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）素案 ・ 同概要版
意見数等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見数：37件（必須事項未記載3件、本制度の内容以外2件を除いています） ・ 意見提出人数：8名（すべて個人、必須事項未記載の方3名を除いています） ・ 提出方法別人数：意見提出フォーム5名、メール3名

2 提出された意見（意見の概要）と区の考え方

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	2 根拠規程	根拠規程は法規としての性質を有する「条例」とし、制度に法的安定性を持たせてほしい。	板橋区パートナーシップ宣誓制度（仮称）（以下「本制度」という。）の運用を開始後、課題を見極めながら、必要な見直しに柔軟に対応できるよう要綱としています。
2	3 用語の定義	性的マイノリティであること（性自認、性的指向）は本人からの宣誓のみに基づき受領するのか。性的指向はLGBTQばかりでなく多岐にわたると言われており、途中で変わることもあると聞く。性的指向がいろいろと変わる事による懸念はないのか。	本制度は、制度対象者である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出した場合、宣誓書が提出されたことを証明する書類が交付される制度です。 宣誓内容に虚偽その他の不正等があった場合や、パートナーシップ宣誓書受領証（カード型を含む。以下「受領証等」という。）を不正に使用した場合は、宣誓を取り消すとともに、返還を求めます。 また、仮に宣誓後の性的指向の変化によりパートナーシップが解消された場合には、受領証等を添えて返還届を提出することとしています。
3		二者（双方または、「いずれか一方が」性的マイノリティ）の関係とあるが、そのような状態でのパートナーシップが成り立つものなのか。	性のあり方は人によって様々であり、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティである二者間のパートナーシップ」も成り立つものと考えております。
4	4（1）制度趣旨	制度の趣旨に全面的に賛成する。	本制度の制度趣旨である、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。
5	4（2）制度を利用できる対象者の要件	「双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」はどのように把握するのか。他自治体での届出内容を照会できるデータベースが存在するのか。個人の申告だけでは制度趣旨に反すると考える。	他自治体の届出内容を照会できるデータベースはなく、他にパートナーがいないことは宣誓時に書面をもって確認することとしています。 なお、宣誓内容に虚偽その他の不正等があった場合や、受領証等を不正に使用した場合は、宣誓を取り消すとともに、受領証等の返還を求めます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
6	4 (2) 制度を利用できる対象者の要件	宣誓者の双方が、現に板橋区民であることを条件とするべきだと思ふ。	性的マイノリティカップルであることを理由に賃貸住宅の入居を断られる場合があることを考慮し、3か月以内に区内へ転入予定の方も利用できることとしています。
7		本制度は、不正行為に対して刑事罰で対応することができないため、「双方又はいずれか一方が宣誓の取消を受けたことがないこと。」を対象者要件に規定したものと解釈している。そのうえで、永続的に制度の利用を禁止するのではなく、不正を行い、あるいは発覚して宣誓が取り消されてから一定期間の利用禁止とするのが妥当だと考える。なお、刑法では重婚の場合は2年以下の懲役のためそれを目安に期間の設定をしてはどうか。	本制度は、宣誓者による宣誓のみで成り立つものであることを踏まえ、また本制度の信頼性を担保することの重要性を考え、一度でも宣誓の取消を受けた者を対象者から除いています。 要件の緩和については、いただいたご意見を踏まえ、本制度の運用開始後、実態を見極めながら、検討してまいります。
8		外国籍の場合はどのような扱いになるか。	外国籍の方も、「制度を利用できる対象者の要件」を満たす場合には、本制度を利用できます。 日本国籍の方の場合は戸籍の個人事項証明又は抄本の提出が必要なところを、外国籍の方である場合には、婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明する書類の提出が必要です。
9	4 (3) 宣誓書とともに提出が必要な書類	既に、東京都パートナーシップ宣誓制度を利用している場合は、簡易に申請でき、素早く受理されることを期待する。	区への宣誓時点における情報を確認する必要があることや東京都から個人情報提供は受けていないことから、東京都パートナーシップ宣誓制度の利用の有無は、区における手続きの内容に影響しません。 なお、提出書類に不備がない場合は受領証等を即日交付できるよう検討してまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
10	4 (8) 宣誓の取消等	虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けたとき、又は受付票等を不正に使用したときに、宣誓を取り消し、受領証等の返還を求めることを徹底してほしい。	根拠規程に基づき適切な運用に努めてまいります。
11	4 (9) 受領証等の失効	性自認、性的指向というのが一生涯絶対に変わることはないというエビデンスはない。性的指向が変わった場合、必ず失効の手続きが行われ、受領証等の返還を求めることを徹底してほしい。	根拠規程に基づき適切な運用に努めてまいります。 なお、状況確認のため、宣誓者への定期的な連絡を検討してまいります。
12	4 (10) 通称使用	通称とはどういうものをさすのか。例えば芸名、ペンネーム、議員名、職業上の特別の名前などか。	本制度では、性自認により戸籍上の氏名に違和を感じる方に配慮し、通称の使用を可能としています。使用にあたっては、当該通称を社会生活上、日常的に使用していることが確認できる書類を提示していただきます。 なお、住民票において旧氏併記されている方や通称名登録されている外国籍の方が通称使用を希望される場合には、住民票の写しをもって確認します。
13	制度全体	素案の内容について賛成する。	本制度の制度趣旨である、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生社会の実現を目指して取り組んでまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
14	制度全体	本制度は「東京都板橋区男女平等参画基本条例」の「すべての区民が個人としての尊厳を重んじられ…」に依拠していると思う。この部分は「人権」を重んじるという枠組みの中で策定されているものであると理解すると同時に、「男女不平等」の個々の問題については、特段の個別の取り組みが必要であることが明らかであると理解している。同条例との関係について、明確に区別しておくべきだ。	本制度は、「いたばしアクティブプラン2025」(以下「プラン」という。)、 「いたばしNo.1 実現プラン2025(重点戦略・柱Ⅰ：SDGs 戦略展開③：未来へつなぐまちづくり)」に依拠しており、根拠規程は「板橋区パートナーシップ宣誓制度の取扱いに関する要綱(仮称)」としています。
15		素案だけでは何が変わるのか、何がメリットかわかりにくい。	受領証等を提示することにより、第三者に対してお二人の関係性を示しやすくなるものと考えております。
16		宣誓者が具体的にどのような利益が得られるのかがわからない。	民間事業者が制度利用者へ提供するサービスは広がりを見せており、区としても、受領証等を活用した区民サービスの拡充に努めてまいります。
17		区が認めたパートナー当事者であることによってどんな権利の主張ができるのか。権利が侵害された時にはどのような対抗手段が認められるのか。被害の告発や損害賠償請求の時、確固とした後ろ盾になるのか。	本制度は、制度対象者である二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出した場合、宣誓書が提出されたことを証明する書類が交付される制度です。 また、本制度は、婚姻制度とは別のものであり、法的効果を発生させるものではありません。
18	婚姻制度関係	戸籍を作った場合と異なることがあれば説明してほしい。	本制度は、婚姻制度とは別のものであり、法的効果を発生させるものではありません。
19		「同性婚」とは別のものだと聞いたが違いは何か。	

No.	項目	意見の概要	区の考え方
20	婚姻制度関係	夫婦別姓を求めて本制度の活用はできないものと理解している。現行の婚姻制度との不公平感及び矛盾はあるか。	本制度は、性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減等を目的としており、双方又は一方が性的マイノリティである二者が、区長に対して、互いの人生のパートナーであることを誓う旨の宣誓書を提出した場合、宣誓書が提出されたことを証明する書類が交付される制度です。 また、本制度は、法的効果を発生させるものではなく、利用することで戸籍や住民票の記載内容が変更されることはありません。
21		区が本制度からいずれは同性婚の制定につなげることを目指しているなら、もっと細部にわたってのきめ細かい精査が必要である。	本制度は、婚姻制度とは別のものであり、同性婚の制定につなげることを目指したものではありません。
22	周知・啓発	本制度が導入された場合は、区内の不動産事業者へ丁寧に説明が行われることを期待する。	本制度について、区民及び事業者等の理解が重要であると認識しております。本制度導入にあたり、関係事業者（不動産事業者、医療機関等）の理解促進を図るため、広く周知・啓発することで、受領証等を活用可能な民間サービスの拡充を図ります。
23		不動産事業者に対して、性的マイノリティを理由とした不当な扱いを行わないように働きかけてほしい。	
24		区内の医療機関で、本制度の宣誓者を親族に準ずるものとして扱ってほしい。	

No.	項目	意見の概要	区の考え方
25	周知・啓発	「区民及び事業者等に向けた周知及び性の多様性の理解促進に向けた啓発活動」は本制度の区民理解のために大切であるから、有効な計画を作成し、着実な実行を望む。	<p>性の多様性の理解促進に向けては、これまでも講演会やパネル展示の実施、「多様な性に関する職員ハンドブック」の公開等を行ってまいりました。</p> <p>本制度の導入を契機として、さらに性の多様性への理解が進むよう、これらの取り組みを一層推進してまいります。</p> <p>また、本制度の周知についても様々な手段を用いるとともに、機会を捉え取り組んでまいります。</p>
26		パートナーシップ宣誓制度を施行するより前に、区民への年代ごと、職業ごと、社会的立場ごとなどへの意識の啓蒙・啓発を徹底する事が先ではないか。制度ができて周りの理解が浅ければ当事者への差別はなくなる。	
27	受領証等を活用した区民サービスの提供	本制度を導入することで、区としてできること（「幅広い内容」）を具体的に教えてほしい。	<p>現時点において、東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証の活用が可能な区民サービスは以下のとおりです。本制度導入後は、受領証等の活用により同じサービスが受けられるようになる予定です。今後、更なる区民サービスの拡充に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性の認定及び認可保育施設の入所申込みに関する事務 ・ 幼児教育・保育無償化（幼稚園・認定こども園の幼稚園枠）の認定に関する事務 ・ 区立幼稚園の入園申込 ・ 里親の認定・登録（養育家庭、専門養育家庭） ・ 保健福祉オンブズマンへの申立 ・ 税証明の発行及び申告の受付
28		区独自の行政サービスにおいて対象者を同居親族と規定されているものについて、本制度の宣誓者を準親族として加えてほしい。	性的マイノリティ当事者の生活上の不便の軽減に向け、受領証等を活用した区民サービスの拡充に努めてまいります。
29		区立高齢者住宅・区営住宅・改良住宅の入居要件の「同居親族」に本制度の宣誓者も加えてほしい。	

No.	項目	意見の概要	区の考え方
30	その他	<p>ジェンダーに関わるマイノリティ性を持つ方の困難はパートナーシップ制度だけでは解決しきれない。「いたばし No.1 実現プラン 2025」の重点戦略・柱 I :SDGs 戦略 展開 ③ : 未来へつなぐまちづくりには、「地域経済の持続的な維持・発展」や「未来都市づくり」などが含まれている。就業や公共施設の利用で偏見に基づく取扱いにさらされることが多いのがトランスジェンダーやノンバイナリーであり、こういった点の公正に向けた施策の推進に資する「性の多様性条例」又は「LGBT 差別解消条例」を本制度とあわせて検討してほしい。</p>	<p>性の多様性の理解促進に向け、周知・啓発の取組を一層推進してまいります。</p> <p>今後、取組の成果状況等を見極め、新たな手法を検討していく際に、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
31		<p>区はパートナーシップ宣誓制度（対、多様性）と「男女平等推進」をどのような位置付けで捉えているか、多様性の一部として「男女平等」を位置付けているのか明確にしてほしい。</p>	<p>性別及び性のあり方については、年齢・人種・国籍・文化等と同様に多様性を構成する要素の一つであると認識しています。</p> <p>今後も、多様性理解促進と男女平等推進ともに取り組んでまいります。</p>
32		<p>パートナーシップ宣誓制度創設に際し「制度創設依拠」を述べるのであれば、同様の創設依拠で「男女平等社会」への取組を強化してほしい。多様性・パートナーシップ宣誓制度という流れに埋没して、まるで「男女平等は達成されている」と言わんばかりの予算、事業の在り方で縮小していくような事態にならないよう「板橋区の事業全体（全て）」の中に位置づけた上でそれぞれの取組を強化してほしい。</p>	<p>「プラン」は、「いたばし No.1 実現プラン 2025」と整合・連携を図り策定されており、区では、「プラン」の着実な推進により、「社会的につくられた性差（ジェンダー）にとらわれず、また、多様な個性を理解し、認め合い、支え合うことで、誰もが能力を発揮できる「いたばしグッドバランス」の実現」が達成できるよう、全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>今後も、男女平等推進と多様性理解促進ともに取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
33	その他	<p>SDGs の目標 5 について、国連は 17 目標の中に取り入れるものとしています。板橋区も SDGs 戦略は No.1 実現プランの中で同様の位置づけになっていると認識している。もし、そうであれば、現在「男女平等社会推進」に向けて取り組まれている実態はあまりにもお粗末すぎて世界の流れに逆行しているのではないか。一見、パートナーシップ宣誓制度と関連ない様に受け取られがちだが、片や進行、片や後退・縮小はあり得ないと認識している。</p>	<p>「いたばし No.1 実現プラン 2025」において、SDGs 戦略は、重点戦略（厳しい財政運営が想定される中であっても、ポストコロナ時代の「新たな日常」を見据え、限られた経営資源を集中的に投入することで、行政サービスの質の向上を図る戦略）の一つに位置付けられており、SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念をもとに、心から安心して暮らせる安全なまちの実現をめざすというビジョンを掲げて、様々な取組を行っています。</p> <p>なお、区では、「いたばし No.1 実現プラン 2025」と整合・連携が図られた「プラン」の着実な推進により、「社会的につくられた性差（ジェンダー）にとらわれず、また、多様な個性を理解し、認め合い、支え合うことで、誰もが能力を発揮できる「いたばしグッドバランス」の実現」が達成できるよう、全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>今後も男女平等推進と多様性理解促進ともに取り組んでまいります。</p>
34		<p>男女社会参画課の現陣容のまま「多様な生き方を認め合う共生社会の実現」を目指し、パートナーシップ宣誓制度を推進していくには無理があると思う。制度の趣旨からみても、板橋区に人権基本条例を設定し、又は、その前段階であっても板橋区全体で取り組むための組織が別途必要ではないか。</p>	<p>「プラン」では、誰もが参画・活躍できる「共生社会」、多様性を活かす豊かな「成長社会」、暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」の3つを「めざす姿」として設定し、様々な観点から人権尊重に取り組んでいます。</p> <p>今後も適正な組織・人員体制のもと、本制度の創設・運用に取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	区の考え方
35	その他	<p>現在の社会は男女（ジェンダー）が完全に平等になっているとは決して言えない。</p> <p>人種、年齢、出身国籍、学歴、障がい等の平等を扱う部署を別に創設するべきではないか。</p>	<p>「プラン」は、男女平等参画社会の形成をめざす基本理念を堅持しつつ、人種や性別、年齢や身体的特徴等多様な人のあり方を理解し認め合い活かすD&Iの視点を取り入れており、全庁をあげて取り組んでいます。</p> <p>今後も適正な組織・人員体制のもと、男女平等推進と多様性理解促進ともに、全庁で取り組んでまいります。</p>
36		<p>本制度を今後男女社会参画課が担当するのは、職員数が決して多くないことを考えると無理ではないかと心配だ。</p>	<p>今後も適正な組織・人員体制のもと、本制度の創設・運用に取り組んでまいります。</p>
37		<p>パートナーシップ宣誓書受領証カード型はいずれマイナンバーカードに紐付けされるのか。</p>	<p>マイナンバーカードと紐付けはされません。</p>